

○粕屋町学校給食用納入業者登録要領

(目的)

第1条 粕屋町学校給食共同調理場(以下「学校給食センター」という。)は、学校給食用物資(以下「物資」という。)の購入に際し、安定的に良質な物資の調達を確保し、地場で生産される安全な物資を使用すること及び衛生管理の徹底を図るため、次に定める基準を満たす物資納入業者を予め登録し、原則、登録業者による見積りの結果に基づいて、物資購入を進めることを目的とする。

(登録の範囲)

第2条 粕屋町学校給食用物資納入登録業者(以下「登録業者」という。)の範囲は、食品の生産・製造、食品加工、食品販売を営む法人・個人及び関連団体等とする。

(登録業者資格審査基準及び条件)

第3条 登録をしようとする業者は、以下のすべての登録条件に基づく者でなければならない。

- (1) 学校給食の趣旨をよく理解し、文部科学省の定める学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)(以下「衛生管理基準」という。)及び粕屋町の学校給食物資納入基準書(様式含む。)を遵守し、安全な食材が納入できる者であること。
 - (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の関係法令を遵守し、施設の衛生面や物資の取扱いが良好で、衛生上信用のおける者であること。
 - (3) 納品する物資の生産及び加工等の状況を熟知し、学校給食センターの調査・照会に協力し、速やかに回答できる者であること。
- 2 登録業者は、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に規定するいずれかに該当すると認められる者
 - (3) 前2号のいずれかに該当する事実があった後、本町の学校給食用物資選定に参加させない期間が経過していない者
 - (4) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつて、それらの資格等を有していない者
 - (5) 市町村税を滞納している者
 - (6) 暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員である者
 - (7) 粕屋町学校給食センター及び町立各小・中学校にそれぞれ所在地(会社及び食材の保管場所)から2時間以内に物資を届けることができない者
- (公益財団法人福岡県学校給食会が指定する業者)

第4条 次に掲げる物資については、公益財団法人福岡県学校給食会が指定する業者から購入する。

- (1) 精米、米飯、麦
- (2) パン
- (3) 牛乳

(申請方法)

第5条 申請書及び添付書類は、学校給食センターへ持参又は郵送の方法により提出するものとし、提出書類に不備がなければ申請書等を受理する。なお、申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 粕屋町学校給食物資納入業者登録申請書(様式第1号)
- (2) 営業概要書(様式第2号)
- (3) 取扱物資調書(様式第3号)
- (4) 給食物資納入実績表(給食物資がある場合)(様式第4号)
- (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第2項に基づく営業許可証の写し
(営業許可の必要な業種の場合)
- (6) 申請書に記載した所在地又は住所地の市町村税に滞納がないことの証明書
- (7) 事業所から学校給食センターまでの経路図(任意)
- (8) 学校給食センター債権者登録及び支払先口座登録申請書(新規又は変更がある場合)(様式第5号)
- (9) その他教育委員会が必要と認めるもの。

(受付期間及び登録期間)

第6条 登録業者の受付期間は、1月15日から1月31日(土日祝日等の場合は前日)までとし、登録期間は、その年の4月1日から2年間とする。

(登録業者決定手続き)

第7条 学校給食センターは、登録を希望する業者等に第5条に定める書類を提出させ、申請書類等に基づいて粕屋町学校給食共同調理場給食物資納入参加資格審査会において審査し、有資格者の登録業者(以下「有資格者」という。)として決定するものとする。

- 2 登録は、町内業者を優先し、町内業者での物資の調達が困難な場合や、価格・品質面で優れた業者と認められる場合は、町外からの登録も認めるものとする。
- 3 学校給食センターは、有資格者を決定したときは、粕屋町学校給食物資納入業者登録決定通知書(様式第6号)又は粕屋町学校給食物資納入業者登録不採用通知書(様式第7号)により通知し、有資格者を給食物資納入業者登録台帳に登録し、管理するものとする。

- 4 登録台帳は、登録後 2 年目の年度末まで有効とし、途中において登録を希望する業者等があった場合は、原則として、その年度末に一括して受付けし、翌年度から適用させるものとする。ただし、その場合にあつて有効期間は、先行業者と同様とする。

(登録の更新及び抹消)

第 8 条 登録名簿の更新及び抹消は、次のとおりとする。

- (1) 登録の更新は、衛生管理基準に基づいた納入実績が良好で、継続して登録業者指定を受ける意思がある業者で、第 5 条に定める書類を提出するものとする。ただし、所長が認める場合は、一部の書類を省略することができる。
- (2) 登録の抹消は、衛生管理基準に基づいた納入実績が不良と認められる場合は、年度途中であっても登録を抹消することができる。

(その他)

第 9 条 前各条によるもののほか、必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食センターは、申請による審査又は年度途中において、業者の施設設備及び衛生管理について、適宜、巡回点検を行うことができる。その場合において、施設設備及び衛生管理について不備なところがあった場合は、業者に改善を求めることができるものとする。なお、重大な不備があり改善を求めても対処しない業者について、衛生管理が確保できないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 物資ごとの業者指定は、提出書類及び見積り又は納入状況により学校給食センターの判断で指定するものとする。
- (3) この要領に定めのない事項は、別にこれを定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。